

豊丘村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 12 月 21 日 制定

令和 3 年 12 月 20 日 改正

令和 4 年 7 月 21 日 改正

豊丘村農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

豊丘村は、天竜川が形成した河岸段丘の中心に位置している地域で、下段地域には水田、中段地域と山間地域には果樹団地が整備され、それぞれの地域の特性を活かしながら、果樹を中心に多品種が生産されている。

しかし中山間地域では、基盤整備のされていない区画、形状の悪い圃場や山沿いの農地が多く、農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休荒廃農地の拡大が懸念されている。また、今後リニア中央新幹線建設事業により管内の農地が大きく減少されることが予想される。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法 7 条第 1 項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊丘村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、これに合わせて令和 5 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	578ha	51ha	8.8%
3 年後の目標 (令和 3 年 3 月)	572ha	51ha	8.9%
改定時の現状 (令和 3 年 3 月)	591ha	51ha	8.6%
目 標 (令和 5 年 3 月)	587ha	51ha	8.6%

注 1 現状「農地面積」は、2015 年農林業センサスの数値を記入。

注 2 改定時の現状「農地面積」は、2020 年農林業センサスの数値を記入。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロール（農地利用状況調査）と農地利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地パトロールを実施し、その結果を基に農地の利用意向調査を行う。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地の利用関係の調整を行う。
- 農地パトロールと利用意向調査の結果は「農地台帳」へ記録・整備し、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」へ反映させることで、正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を基に、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 農地パトロールと同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 農地相談会の開催

- 農家の相談・サポート窓口のひとつとして、夜間の農地相談会を定期的で開催し、平日の昼間相談ができない農家へのアドバイスや助言を行い、遊休農地の発生防止や解消の推進につなげる。また、地域の農地や農家の情報を収集し、遊休農地対策の検討材料とする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	578ha	195ha	33.7%
3 年後の目標 (令和 3 年 3 月)	572ha	195ha	34.0%
改定時の現状 (令和 3 年 3 月)	591ha	214ha	36.0%
目 標 (令和 5 年 3 月)	587ha	240ha	39.9%

注 3 目標の「集積面積」及び「集積率」は「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」Ⅱ最適化活動の目標 (1) 農地の集積 ②目標 から転記。目標の「農地面積」は、2020 年農林業センサスの数値から減少を想定して設定。「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値のため、齟齬が生じる。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の見直し・検討について

- 認定農業者、認定新規就農者、規模拡大農家等を地域の中心となる経営体と位置づけ「人・農地プラン」の見直しと検討を行う。

② 農地の利用整備と利用権設定について

- 周辺農地の利用状況や耕作者の状況を踏まえ、農地の出し手と受け手の意向を考慮し、農地集積・集約化のための利用調整・交換について利用権設定を活用し推進する。

③ 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、村、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- 特に農地中間管理事業の重点区域に定められた地域については、県の農業開発公社など関係機関と連携し、農地の集積・集約の推進材料とする。

④ 1・1・1運動の推進

- 農業委員及び推進委員が、1人1年1事例以上のマッチングを目指す。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人）	新規参入者（法人）
現 状 (平成30年3月)	1 人	1 法人
3年後の目標 (令和3年3月)	3 人	1 法人
改定時の現状 (令和3年3月)	4 人	0 法人
目 標 (令和5年3月)	8 人	2 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携・新規参入者への支援について

- 県、農協、農業農村支援センター、営農支援センターと連絡を密にし、管内農地の借り入れ意向がある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 村、農協等と連携し、新規就農フェア等への情報提供や新規就農者に係る情報収集を行い、新規参入者へのフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入経営体の定着を図るため、助言や指導等、参入後のフォローアップに務める。